

公害関係法令事務マニュアル
公害防止条例届出の手引き
(悪臭施設編)

令和5年4月
宮城県

目次

1	定義	1
(1)	特定施設（条例第2条）	1
(2)	特定事業場（条例第2条）	1
(3)	規制基準（条例第2条）	1
2	特定施設設置者の義務	2
(1)	設置(条例第43条)、使用(条例第44条)、構造等の変更(条例第45条)の届出	2
(2)	氏名等の変更、廃止の届出（条例第48条）	2
(3)	承継の届出（条例第49条）	3
(4)	規制基準の遵守義務（条例第16条）	3
3	届出書の種類と添付書類	3
(1)	届出書の種類	3
(2)	添付書類	3
4	届出書の提出先・提出方法	4
(1)	届出の提出先	4
(2)	提出部数	5
(3)	その他	5
5	届出書作成上の留意事項	5
6	届出書記載例	6
(1)	設置届出書（様式第6号）	6
(2)	氏名等変更届出書（様式第12号）	10
(3)	使用廃止届出書（様式第13号）	11
(4)	承継届出書（様式第15号）	12
(5)	委任状（例示）	13

はじめに

この手引きは、公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号。以下「条例」といいます。）に基づく悪臭に係る特定施設を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

1 定義

(1) 特定施設（条例第 2 条）

この条例において悪臭に係る「特定施設」とは、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」といいます。）の規制地域内に所在するものを除く工場又は事業場に設置されている施設のうち、悪臭を著しく発生し、若しくは発生させるおそれのあるもので、条例施行規則で定めるもの（表 1 参照）です。

※ 「規制地域」とは、住居が集合している地域など住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要がある地域として知事（市の区域内の地域については、市長）が指定した地域をいいます。

表 1 悪臭に係る特定施設（条例施行規則 別表第 1 の六）

番号	施設の種類
6-1-	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの（原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限る。）
	(1) 原料置場
	(2) 原料処理加工施設
	(3) 真空濃縮施設
	(4) 乾燥施設
	(5) 脱臭施設
6-2-	有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの（1の項に掲げるものを除く。）
	(1) 原料置場
	(2) 原料処理加工施設
	(3) 強制発酵施設
	(4) 乾燥施設
	(5) 脱臭施設

(2) 特定事業場（条例第 2 条）

この条例において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(3) 規制基準（条例第 2 条）

この条例において「規制基準」とは、排出される悪臭の許容限度をいいます（表 2 参照）。

表2 悪臭の規制基準（条例施行規則 別表第2）

施設の種類	許容限度		
	敷地境界線	排 出 口	排 出 水
規則別表第1第6号の表1の項及び2の項に掲げる施設	臭気指数 15	悪臭防止法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31
備考			
<p>1 臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、試料とする気体又は水の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合における当該希釈倍数（以下「臭気濃度」という。）を次式により変換したものをいう。</p> $Y=10\log C$ <p>Y 臭気指数 C 臭気濃度</p> <p>2 臭気排出強度とは、排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、次式により算出したものをいう。</p> $C=10^{Y/10}$ $q_d=60\times C\times Q_0$ <p>Y 臭気指数 C 臭気濃度</p> <p>q_d 臭気排出強度（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分）</p> <p>Q_0 排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）</p> <p>3 臭気指数及び臭気排出強度の算定は、平成7年環境庁告示第63号に定める方法（気体試料は三点比較式臭袋法、水試料は三点比較式フラスコ法）により行うものとする。</p>			

2 特定施設設置者の義務

(1) 設置(条例第43条)、使用(条例第44条)、構造等の変更(条例第45条)の届出

特定施設を新たに設置しようとする場合又は条例の改正等で既存の施設が特定施設となった場合及び特定施設の構造等の変更をしようとする場合は、所定の事項を届け出なければなりません。

※ 受理書（条例施行規則第13条）

設置、構造等の変更の届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限（条例第47条）

届出が受理された日（受理書の交付日）から60日間は工事に着手等することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、実施制限の解除を通知します。その場合は着手等を行うことができます。また、審査した結果、内容が排出基準に適合しないと認められるときは、受理日から60日以内に計画変更命令又は計画廃止命令が発せられることがあります（条例第46条）。

(2) 氏名等の変更、廃止の届出（条例第48条）

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地等に変更があつた場合や届出した特定施設の使用を廃

止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

(3) 承継の届出（条例第49条）

次の場合は所定の事項を届け出る必要があります。

- ① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合。ただし、届出の義務は、その施設を譲り受け、又は借り受けた個人または法人が負います。
- ② 設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあっては合併・分割があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

(4) 規制基準の遵守義務（条例第16条）

特定施設を設置している者は、知事が定める規制基準（表2参照）を遵守しなければなりません。

3 届出書の種類と添付書類

(1) 届出書の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	届出様式
特定施設設置届 (条例第43条)	特定施設を設置しようとする場合	工事着手予定日の 60日前まで	・様式第6 ・別紙1～3
特定施設使用届 (条例第44条)	従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された場合。（施設の工事をしている場合も含む）	追加指定された日 から30日以内	・様式第6 ・別紙1～3
特定施設変更届 (条例第45条)	特定施設の構造、使用・管理の方法、悪臭防止の方法等を変更する場合	工事着手予定日の 60日前まで	・様式第6 ・別紙1～3
氏名等の変更届 (条例第48条)	届出者の氏名・名称・住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があった場合及び工場又は事業場の名称及び所在地が住居表示等により変更があった場合	変更後30日以内	様式第12
特定施設使用廃止届 (条例第48条)	届出をしている特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止後30日以内	様式第13
承継届 (条例第49条)	届出している特定施設の全部を譲り受け、又は借り受けた場合、あるいは相続又は合併があった場合	承継後30日以内	様式第15

(2) 添付書類

- ① 特定施設の配置図
- ② 特定事業場及びその付近の見取図
- ③ その他参考となる資料（届出と関連する数値が記載されているカタログ等）

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

特定施設を設置する場所		事前相談	提出先	内容審査
①法規制地域を有する市町内 (仙台市及び13市2町；表3を参照)	イ 設置場所が法規制地域内 ※法により、すべての事業場が規制対象	届出不要		
	ロ 設置場所が法規制地域外 ※条例により規制	仙台市又は表4の保健所窓口	表3の市町窓口	仙台市又は表4の保健所
②法規制地域を有しない町村内(表3以外の町村) ※条例により規制	—	表4の保健所窓口	表4の保健所窓口	表4の保健所

※ 仙台市を除く表3の市町窓口では受付し、形式審査のみを行い、内容審査は当該市町村を管轄する保健所で行います。

表3 規制地域を有する市町(仙台市及び13市2町)及び届出窓口一覧

	市町村名	問い合わせ・提出先	連絡先
1	仙台市	環境局環境部環境対策課(大気係)	022-214-8222
2	石巻市	市民生活部環境課 環境保全係	0225-95-1111(代)
3	塩竈市	市民生活部環境課 環境企画係	022-365-3377
4	気仙沼市	市民生活部 生活環境課 環境政策係	0226-22-3417
5	白石市	市民経済部 市民生活課 環境対策係	0224-22-1314
6	名取市	生活経済部 クリーン対策課 環境保全係	022-724-7159
7	角田市	市民福祉部 生活環境課 生活環境係	0224-63-2118
8	多賀城市	都市産業部 環境施設課 資源環境係	022-368-1141(内462)
9	岩沼市	市民経済部 生活環境課 環境対策係	0223-23-0584
10	登米市	市民生活部 環境課 生活環境係	0220-58-5553
11	栗原市	市民生活部 環境課 環境政策係	0228-22-3350
12	東松島市	市民生活部 市民生活課 環境衛生係	0225-82-1111(内1152)
13	大崎市	市民協働推進部 環境保全課(生活環境担当)	0229-23-6074
14	富谷市	市民生活部 生活環境課 環境対策担当	022-358-0515
15	亘理町	町民生活課 生活環境班	0223-34-1113
16	七ヶ浜町	町民生活課 環境生活係	022-357-7455

※富谷市は規制地域を有していないが、届出の受理について委任されている。

表 4 保健所窓口一覧

提出先	郵便番号	住 所	電話番号	所 管 区 域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡 (蔵王町、七ヶ宿町)、 柴田郡(大河原町、村田 町、柴田町、川崎町)、 伊具郡(丸森町)
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8- 15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷 市、宮城郡(松島町、七 ヶ浜町、利府町)、黒川 郡(大和町、大郷町、大 衡村)
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1- 18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡 (亶理町、山元町)
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美郡 (色麻町、加美町)、遠 田郡(涌谷町、美里町)
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0861	石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島 市、牡鹿郡(女川町)
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁 目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡(南三 陸町)

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部を、規制地域を有する市町(表 3 参照)にあつては受付窓口となる市町に、それ以外にあつては区域を所管する保健所に提出してください。また、届出書写しは、事業場において保存してください。

(3) その他

届出書の様式は、法規制地域を有する市町環境担当課(表 3 参照)、各保健所環境廃棄物班(表 4 参照)又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。

また、宮城県環境対策課のホームページからダウンロードして使用することもできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kougaibousijourei-todokede.html>

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出は事業場ごとに行うものとします。
- (2) 予備施設でほとんど使用しない施設であっても、設置・使用届出書に内容を記載して提出してください。
- (3) 届出者は、法人にあつては法人の代表者としてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。
- (4) 届出年月日は空欄とし、届出時に窓口で記載してください。

6 届出書記載例

(1) 設置届出書 (様式第 6 号)

悪臭に係る特定施設設置~~(使用)~~

不要な文字は削除してください

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

郵便番号、電話番号も記載してください

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

電話番号 022-211-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

株式会社宮城

代表取締役 宮城 太郎

不要な文字は削除してください

公害防止条例第 43 条第 1 項~~(第 44 条第 1 項・第 45 条第 1 項)~~の規定により、悪臭に係る特定施設の設置~~(使用・変更)~~について、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	株式会社宮城第 1 農場	
特定事業場の所在地	〒989-6117 大崎市古川旭4-4-1 電話 0229-87-0000	郵便番号、電話番号も記載してください
特定施設の種類の種類	別表第 1 六一二 (三) 強制発酵施設 (五) 脱臭施設	
※特定施設の構造	別紙のとおり	できる限り図面、表などを利用してください
※特定施設の使用又は管理の方法	別紙のとおり	
※悪臭の防止の方法	別紙のとおり	
※※受理年月日	年 月 日	
変更の内容 (変更の場合に限る。)	具体的に記載してください	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称を記載すること。
- 2 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
- 4 ※※の欄には、記載しないこと。

※ 『使用』及び『構造等変更』の届出時も同様に記載してください。

特定施設の構造

1. 型式等

名 称	型 式	構 造	主 要 寸 法	能 力
■強制発酵施設				
○発酵槽		コンクリート製 (カーテン仕切付)	幅 7m 長さ 50m 高さ 7m 堆積長 46m 堆積高 2m	10 t/日
○攪拌機	KS6-2000 30Kw × 1	スクープ型 材質：鋼板・他	幅 7.4m 長さ 4m 高さ 4m	
○発酵用ブロワー	0.4Kw × 10	多段ターボブロワー 材質：アルミダイキ ヤスト・他		6m ³ /分
■脱臭施設 (チップ脱臭装置)				
○チップ脱臭槽		コンクリート製	幅 10m 長さ 10m 高さ 1.5m	
○脱臭用ブロワー	15Kw	ターボファン 材質：鋼板・他		120m ³ /分
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 変更の届出時には、(変更前)と(変更後)の状況がわかるように記載してください </div>				

2. 工事の着工操業予定

工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	○年 ○月 ○日
使用開始(予定)年月日	○年 ○月 ○日

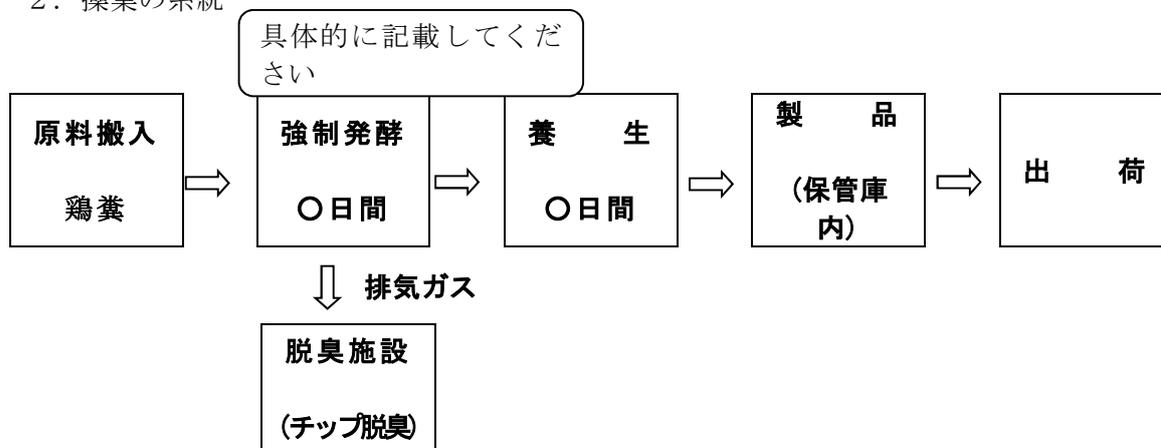
- 添付書類
- 1 特定施設の配置図
 - 2 特定事業場及びその付近の見取図(敷地境界が分かるもの)

特定施設の使用又は管理の方法

1. 使用方法

特定施設の名称	使用時間(Hr/日)	使用 方 法	管理の方法
■強制発酵施設 ○発酵槽 ○攪拌機 ○発酵用ブローア	4Hr/日 24Hr/日	原料投入後、攪拌する。 発酵を促進させるため発酵槽床面より送風し、空気を供給する。	別添 資料 1 のとおり
具体的に記載してください			
■脱臭施設 (チップ脱臭設備) ○チップ脱臭槽 ○脱臭用ブローア	24Hr/日	発酵槽で発生する臭気を脱臭用ブローアで吸引、チップ脱臭槽にて脱臭する。	

2. 操業の系統



変更の届出時には、(変更前)と(変更後)の状況がわかるように記載してください

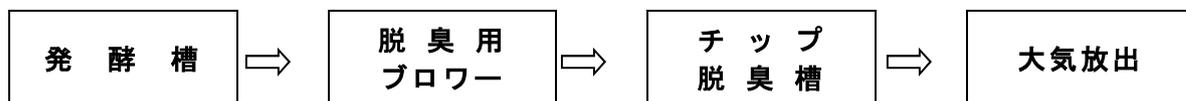
悪臭の防止の方法

1. 臭気の防止処理方法

臭気発生施設	臭気の防止または処理の方法	臭気処理能力
発酵槽	<p>発酵槽周囲は建屋及びビニールカーテンにて密閉し、内部の臭気を脱臭用ブロワーにより発酵槽上部に配管するダクトを通じて吸引し、チップ脱臭槽へ導入する。</p> <p>チップ脱臭槽に導入された臭気はチップ脱臭槽内のチップに吸着させることで脱臭を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">臭気発生施設ごとに具体的に記載してください</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・換気回数 8回/Hr ・脱臭用ブロワー吸引風量 120m³/分 ・チップ容量 320m³ ・脱臭槽面積 160m² (堆積高 2m)

2. 臭気処理系統

臭気発生施設ごとに具体的に記載してください



3. 悪臭の処理施設の構造

別添資料2のとおり

4. 悪臭の処理施設の仕様

別添資料3のとおり

5. 悪臭の処理施設の設計根拠

別添資料4のとおり

例示のように記載し、必要に応じて、図面、仕様書、設計根拠資料等を添付してください

変更の届出時には、(変更前)と(変更後)の状況がわかるように記載してください

(2) 氏名等変更届出書 (様式第 12 号)

氏名等変更届出書

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)
〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
電話番号 022-211-0000
氏名 (名称及び代表者の氏名)
株式会社宮城
代表取締役 宮城太郎

不要な文字は抹消してください

氏名(名称・住所・所在地)に変更があったので、~~公害防止条例第 22 条(第 31 条・第 40 条・第 48 条・第 57 条)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 仙台太郎
	変更後	代表取締役 宮城太郎
変更の理由	取締役会において、仙台太郎は代表権のない会長に就任し、宮城太郎が代表取締役に就任したため。	
変更年月日	○年○月○日	
特定施設の種類の種類等	別表第 1 六一二 (三) 強制発酵施設 (五) 脱臭施設	

- 備考 1 特定施設の種類の種類等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(3) 使用廃止届出書 (様式第 13 号)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

電話番号 022-211-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

株式会社宮城

代表取締役 宮城 太郎

不要な文字は抹消してください

特定施設の使用を廃止したので、~~公害防止条例第 22 条 (第 31 条・第 40 条・第 48 条)~~ の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	株式会社宮城第 1 農場
特定事業場の所在地	〒989-6117 大崎市古川旭4-4-1 電話 0229-87-0000
特定施設の種類等	別表第 1 六一二 (三) 強制発酵施設 (五) 脱臭施設
使用廃止の年月日	○年○月○日
使用廃止の理由	施設の老朽化のため

郵便番号、電話番号も記載してください

- 備考 1 特定施設の種類等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(4) 承継届出書 (様式第 15 号)

承 継 届 出 書

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

- ・ 届出者は譲り受けた (借り受けた) 側を記載してください
- ・ 郵便番号、電話番号も記載してください

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

電話番号

022-211-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

株式会社宮城

代表取締役 宮城 太郎

不要な文字は抹消してください

特定施設~~(揚水設備)~~に係る届出者の地位を承継したので、公害防止条例第~~23~~条第~~3~~項~~(第32条第3項・第41条第3項・第49条第3項・第58条第3項)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

工場若しくは事業場又は特定事業場の名称 (揚水設備の名称)	株式会社宮城第1農場
工場若し (揚水設備の設置場所)	〒989-6117 大崎市古川旭4-4-1 電話 0229-87-0000
特定施設の種類の等	別表第1 六一二 (三) 強制発酵施設 (五) 脱臭施設
承継の年月日	○年○月○日
被承継者	氏名又は名称 株式会社宮城仙台
	住所又は主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町○-○-○
承継の理由	会社合併のため

備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。

2 届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(5) 委任状（例示）

委 任 状

私は、当社〇〇（事業所名等） 工場長 △△ □□（氏名）を代理人と定め
下記の権限を委任します。

記

〇〇（事業所名等）における「〇〇〇〇〇〇法」に関する届出の権限

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

会 社 名 株式会社宮城

代表取締役 宮 城 太 郎

電話番号 0 2 2 - 2 1 1 - 〇〇〇〇